

マイナ点検 現場困惑

期限区切り 担当者「国は手法丸投げ」

トラブルが相次ぐマイナンバー制度をめぐって、政府は関係省庁による「総点検本部」を立ち上げ、行政サイト「マイナポータル」で閲覧できる計29項目の全データを点検する方針を示した。その作業は広範におよび混乱も予想される。すでに問題が見つかった情報の点検では、共済組合など現場から困惑の声が上がり、手法にも限界がありそうだ。

22日に総務省が開いた会議で、松本剛明総務相は自治体との連絡、調整役を担うことで、総点検の推進に全力を尽くす考えを強調した。

政府と自治体が一体となって新型コロナウイルスのワクチン接種を加速させたことを念頭に、岸田文雄首相が「コロナ対応並みの臨戦態勢で、国民の信頼を一日も早く回復する」と指示したことを受けたものだ。

政府が21日に示した総点検の対象は「マイナポータル」で取得できる医療や年金、所得などに関する計29項目の情報になる。情報のひもづけは、自治体や健康保険組合などが行っているが、誤登録の多くは本人確認に必要な情報のうち一部しか照会していなかった。

政府は問題が発覚して

00におよぶという。問題が見つかった情報の点検は始まっているが、現場から困惑の声が出ている。年金記録が別人のマイナンバーへ誤ってひもつけられ、年金配給が間違われた問題で、関東地方のある地方公務員の共済組合担当者は6月中旬、総務省からメールを受け取った。データの総点検を7月末までに求めるものだったが、具

体的な手法は各組合の判断に委ねられたという。担当者は「国は締め切りだけ指示してあとは現場に丸投げ。別の組合と違う手法でやっても『総点検』と言えるのか疑問もある」と不満を漏らす。

総務省の担当者は「組合ごとにシステムや状況が異なる。照合作業の細かい手法まで指示するとかえって混乱を招く」と語る。

のマイナンバーに口座がひもついていないことに気づいて登録すれば、調査の対象となる。Bさんの口座が2人のマイナンバーにひもつけられたためだ。ところが、Bさんが自分のマイナンバーに口座をひもつけなかった場合は調査から漏れる。

「家族口座」も、親が同一口座を、自分と子どもとのマイナンバーに登録した場合も対象だが、親名義の別の銀行口座をそれぞれ登録したケースは含まれていない。デジ庁は「さらなる対応が必要かどうかは不断に考えていく」とした。

誤登録の恐れ 調査に漏れ?

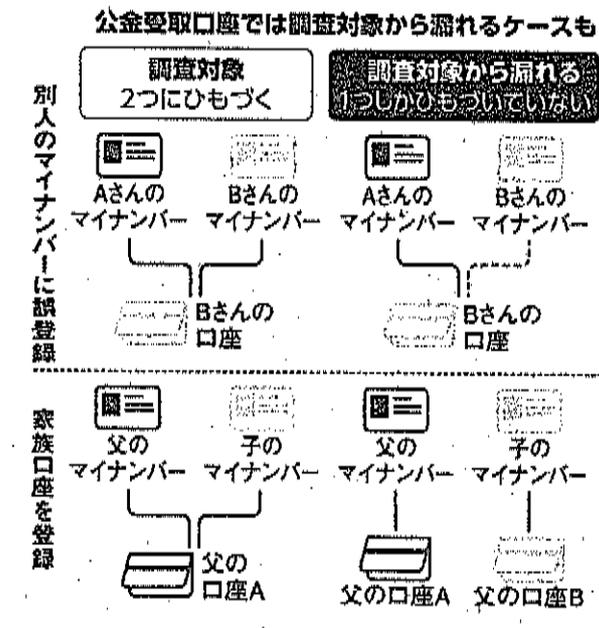
調査手法をめぐっても、漏れがありそうだ。公金受取口座の登録制

度では、他人のマイナンバーへの誤登録が748件、家族名義の口座の登

録が約13万件確認された。デジ庁によると、いずれも同じ口座が複数のマイナンバーに登録されたケースを抽出したという。

ただこの手法だと、誤登録の可能性は他にもあることになる。

たとえば、自治体の端末で口座を登録する際、前に作業したAさんがログアウトし忘れ、次のBさんが、自分の口座をAさんのマイナンバーにひもつけてしまったケースをみてみる。



その後Bさんが、自分のマイナンバーに口座を登録する際、前に作業したAさんがログアウトし忘れ、次のBさんが、自分の口座をAさんのマイナンバーにひもつけてしまったケースをみてみる。

その後Bさんが、自分のマイナンバーに口座を登録する際、前に作業したAさんがログアウトし忘れ、次のBさんが、自分の口座をAさんのマイナンバーにひもつけてしまったケースをみてみる。

その後Bさんが、自分のマイナンバーに口座を登録する際、前に作業したAさんがログアウトし忘れ、次のBさんが、自分の口座をAさんのマイナンバーにひもつけてしまったケースをみてみる。

(栗田秀並、鈴木友重子)